

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

被保険者証等の有効年月日は、「平成」のままでも有効で5月1日以降そのままお使いになれます。

法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由する改正は行わないものとし、改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令の全ての規程について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとする。
(平成31年4月1日「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」より)

証の名称	有効年月日
国民健康保険被保険者証	平成32年3月31日
国民健康保険高齢受給者証	平成31年7月31日
国民健康保険限度額適用認定証	平成31年7月31日
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	平成31年7月31日
国民健康保険特定疾病療養受療証	平成31年7月31日

※改元に伴う証の回収及び差し替えは行いません。